

当座勘定規定 新旧対照表

改定前	改定後	改訂理由
<p>当座勘定規定(一般用) 第1条～第8条 (省略)</p> <p>第9条(手形、小切手用紙) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第10条～第13条 (省略)</p> <p>第14条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> <p>第15条～第22条 (省略)</p> <p>第23条(残高の報告) 当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。</p> <p>第24条(省略)</p> <p>第25条(取引の制限等) (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	<p>当座勘定規定(一般用) 第1条～第8条 (省略)</p> <p>第9条(手形、小切手用紙等) (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 (5) <u>払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる範囲内で当行所定の同請求書を交付します。</u> (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第10条～第13条 (省略)</p> <p>第14条(支払保証) 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p> <p>第15条～第22条 (省略)</p> <p>第23条(残高の報告) 当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。</p> <p>第24条(省略)</p> <p>第25条(取引の制限等) (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当行に届出た在留期間が経過した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p>	<p>手形帳・小切手帳の発行終了に伴う改定</p> <p>自己宛小切手発行終了に伴う改定</p>

当座勘定規定 新旧対照表

<p>係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑥ 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他 A から D に準ずる行為</p> <p>(3) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	<p>る関係を有すること E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任をこえた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E その他 A から D に準ずる行為</p> <p>(4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>
--	--